



# FCTC（たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約）とは？



結核研究所

名誉所長 森 亨

これまで本誌にも何度となく取り上げられてきたように、第10回アジア太平洋たばこ対策会議（APACT）は2013年島尾忠男本会顧問を会長に、日本で開催され、その準備が進められています。アジア太平洋の国や地域のたばこ対策を推進する運動をしている団体や個人の大集合ですが、その重要なキーワードのひとつがFCTC、つまり「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」（WHO Framework Convention on Tobacco Control）です（原文は[http://www.who.int/fctc/text\\_download/en/index.html](http://www.who.int/fctc/text_download/en/index.html)）。本誌もこれについて断片的に触れてきましたが、今回はその全容をまとめてみました。

**生い立ち** 1999年の世界保健総会（WHO総会）は、各国が協調してたばこ対策を効果的に進めるために、対策の枠組みを「条約」として設定し、この条約を批准した各国はこれを法制化する、という方式を決定しました。その後、「枠組み」の内容をめぐる政府間で繰り返し討論が行われ、2003年の世界保健総会でこの条約が採択されました。その後、条約の発効条件である40か国目が批准してから90日後の2005年2月にこれが条約として正式に発効したのです。

**内 容** この枠組みが取り上げている基本的な対策は概略以下のようなものになります。これらを実行することが締約国の義務とされています。

- ① タバコ需要減少のための価格、課税（6条）：これらが特に年少者の喫煙減少に効果的であると認識する。また免税タバコの輸出入を禁止または制限。
- ② 受動喫煙からの保護（8条）：科学的に証明された受動喫煙の有害性を認識する。屋内（職場、公共輸送機関、公共の場所）、その他の公共の場所における受動喫煙を防止。
- ③ タバコ製品の含有物の試験と規制（9条）
- ④ タバコ製品の情報開示（10条）：タバコ製造・輸入業者に、タバコと煙の成分の情報を政府機関に開示させ、政府はこれを公開する。
- ⑤ タバコ製品の包装とラベル（11条）：タバコの包装

やラベルに、不適切（欺瞞的、虚偽の）表現や文言（例、「ロー・タール」「ライト」「マイルド」）を用いた販売促進を禁止。タバコの外側の包装とラベルに健康への悪影響を記述した以下のような警告・情報を表示する（複数のものを、組み合わせを替えて表示／写真や絵を含む／スペースは表示面の30%以上）。

- ⑥ あらゆる利用可能な情報伝達手段を用いてタバコ規制に関する教育、情報の伝達、訓練、啓発を行う（12条）
- ⑦ タバコの広告、販売促進、スポンサーシップの禁止（13条）
- ⑧ タバコへの依存治療および禁煙の支援（14条）
- ⑨ タバコの不法取引防止（15条）
- ⑩ 未成年者への販売と未成年者による販売の禁止（16条）
- ⑪ タバコ労働者、耕作者、販売業者の転業の経済的な支援（17条）

さて、日本は2004年にいち早く（世界で19番目）これを批准し、その他の国がこれに続いて2005年2月27日にこの条約が発効しました。2011年1月現在で172か国（米国、スイス等を除く）が批准しています。早々と批准をした日本ですが、その実施の面では残念ながらご存知のような状況で、立ち遅れているといわなければなりません。国としての遅れを、わずかに神奈川県のような自治体が条例で補う動きがあることは喜ばしいことですが、国でも一日も早く全面実施が実現することを望みたいものです。

なお、条約によって締約国は定期的に会合（Conference of the Parties）を開催して各国での条約実施の状況を検討し、その促進のために必要なことを決定することになっています。最近では第4回がウルグアイで開かれ、早期実施に向けた方策が検討され、その結果はガイドライン（[http://whqlibdoc.who.int/publications/2011/9789241501316\\_eng.pdf](http://whqlibdoc.who.int/publications/2011/9789241501316_eng.pdf)）にまとめられています。